

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名:

指名停止業者名	住 所
① イシイ株式会社 法人番号8370001002587	宮城県仙台市若林区卸町2丁目7番6号
② ミドリ安全山形株式会社 法人番号5390001001862	山形県山形市流通センター2丁目11番地7

### 2. 指名停止措置期間:

- ①令和2年7月22日から令和2年9月21日まで(2ヵ月)  
②令和2年7月22日から令和2年11月21日まで(4ヵ月)

### 3. 指名停止措置の範囲:

- ①②東北地方測量部管内

### 4. 事実概要:

公正取引委員会は、令和2年6月11日、山形県発注の特定警察官用制服類入札等の参加業者(イシイ株式会社、ミドリ安全山形株式会社、山形管公学生服株式会社、株式会社中合、株式会社大沼)が、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令(3社)及び課徴金納付命令(1社)を行った。

### 5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者であるイシイ株式会社、ミドリ安全山形株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第5号(独占禁止法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~4 略	略
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島正和 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 大橋秀己 電話 029-864-6870 (直通)